

昭和四十八年政令第三百七十七号

運輸安全委員会設置法施行令

内閣は、航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員の任命及び任期）
第一条 国土交通大臣は、専門委員を任命するときは、その者が調査に従事する事故等及び調査すべき分野を指定するものとする。

2 専門委員の任期は、その従事する全ての事故等調査について運輸安全委員会設置法（昭和四十年法律第二百三十三号）第二十五条第一項の規定による報告書の提出又は同条第三項後段の規定による結果の報告がなされるまでの期間とする。

(部会) 第二条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員（当該部会に委員長が属する場合には、委員長を含む。以下同じ。）の互選により選任する。

4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 部長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。
(運輸安全部委員会規則への委任)

第三条 事故等調査の実施要領、原因関係者等の意見の聴取の手続その他委員会の事務の处理に
関し必要な事項は、運輸安全委員会規則で定める。

1 この政令は、航空事故調査委員会設置法の施行の日（昭和四十九年一月十一日）から施行する。（施行期日）

附 則（平成一二年六月七日政令第三二二号）抄
（施行期日）
（この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十二年六月七日）

附 則（平成一三年六月二九日政令第二一九号）
三年一月六日から施行する。

この政令は、航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

施行期日
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
(処分等に関する経過措置)

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定について、（改正法）（以下、二つともうして「日後規」）といふ。

はより次の表の中欄に掲げる以前の国の機関（以下この条において「旧機関」といふ）かした
认可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、改正法の施行後は、改正法による改正後の法
律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、
同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、
指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。
